

介護予防訪問リハビリテーションセージュ新ことに 訪問リハビリテーションセージュ新ことに利用約款

(約款の目的)

第1条 (介護予防) 訪問リハビリテーションセージュ新ことに(以下「当施設」という。)は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう(介護予防) 訪問リハビリテーションを提供し、一方、利用者および利用者を扶養する者(以下「身元引受人」という。)は、当施設に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めるることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護予防訪問リハビリテーションまたは訪問リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更が合った場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款の改訂が行われない限り、初回利用時の介護予防訪問リハビリテーションまたは訪問リハビリテーション利用同意書の提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し契約解除の意思を表明することにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本契約に基づく介護予防訪問リハビリテーションまたは訪問リハビリテーションを解除・終了することができます。なおこの場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において「自立」と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防訪問リハビリテーションまたは訪問リハビリテーションの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者および身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払わない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーションの対価として、運営規程、別紙「介護予防訪問リハビリテーションまたは訪問リハビリテーション料金」の料金をもとに計算された月ごとの合計及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月6日までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し当該合計額をその月の17日（土日祝祭日は翌営業日）にご指定の口座から引き落としとなります。お支払いの方法は、預金口座振替とさせて頂きます。但し、引き落とし出来なかった場合は、その月分を現金窓口支払いや現金振込となる場合もございます。詳しくは介護予防訪問リハビリテーション利用料金表または訪問リハビリテーション利用料金表をご参照下さい。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。
- 4 利用者は、居宅においてサービス事業者がサービスを実施するために使用する物品（衛生材料等）、水道、電気、ガスの費用を負担します。

（記録）

- 第6条 当施設は、利用者の介護老人保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾があり、必要と認められる場合に限りこれに応じます。

（秘密の保持）

- 第7条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。利用者に関する情報は、ご本人または身元引受人に直接ご確認をお願いすることとします。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から予め同意を得た上で行うこととします。
- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

- 第8条 利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡します。また、専門的な緊急医療を要する状態に陥った時は、身元引受人への連絡の前に専門医療機関に転送することがあります。
- 2 （介護予防）訪問リハビリテーションのサービスにより事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
 - 3 他医療機関へ受診の際は、原則ご家族様が同伴して頂く事となります。

（要望又は苦情等の申出）

- 第9条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する訪問リハビリテーションの提供に対しての要望又は苦情等について、管理者に文書、電話、口答等で申し出ることができます。施設内には「ご意見箱」を用意し、苦情、ご意見等を受付けております。苦情については運営規程の苦情対応流れ図に示したように誠意を持って対応いたします。

（賠償責任）

- 第10条 介護予防訪問リハビリテーションまたは訪問リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対し

て損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して当施設に対して極度金額100万円の範囲内でその損害を賠償するものとします。

(身分証携行義務)

第11条 サービス従事者は、常に身分証を携行し、訪問時、利用者または家族からその提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(利用契約に定めのない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

<別紙1>

介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーションについて

1. 介護保険被保険者証の確認

説明を行うに当たり、ご利用者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーションの概要

介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーションは、要介護者及び要支援1, 2の方で家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ訪問リハビリテーション（介護予防）を提供し、これを提供するにあたっては、利用者に関わる職種の協議によって、介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

訪問リハビリテーション（介護予防）利用料金は、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。詳しくは運営規程「訪問リハビリテーション（介護予防）料金表」を参照して下さい。

(2) 利用料金の支払方法

毎月6日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の17日迄にお支払い下さい。

お支払いいただきますと領収書を発行致します。

お支払いの方法は下記の中からお選び下さい。

① 預金口座振替による利用料の支払い

預金口座振替依頼書の提出をいただき、ご利用者のお取引先の金融機関に手続きをとります。振替日は毎月、17日となっております。

② 窓口払い

平日の営業時間内に窓口でお支払い下さい。（休日はお取り扱いしません。）

<営業時間AM8：50～PM5：00>

③ 銀行振込

次の銀行口座に振り込んで下さい。

銀行（支店）名	北陸銀行	琴似支店
口座番号	普通預金	4244070
講座名義	医療法人耕仁会セージュ新ことにB口座	

介護老人保健施設セージュ新ことに
訪問リハビリテーション セージュ新ことに・
介護予防訪問リハビリテーション セージュ新ことに利用料金表(1割)

(単位:円 令6年 6月 1日現在)

訪問リハビリテーション	
基 本 費 用	314円/20分
加 算 等	
☆ 短期集中個別リハビリテーション実施加算(退院(所)日又は認定日から3ヶ月以内)	204円/日
☆ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (退院(所)日又は訪問開始日から3ヶ月以内、1週に2日まで)	244円/日
☆ リハビリテーションマネジメント加算(イ)	183円/月
☆ リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 上記(イ)(ロ)について医師が利用者又はその家族に説明した場合	217円/月 上記に加えて275円
☆ 移行支援加算	18円/日
☆ サービス提供体制強化加算(I)	7円/20分
☆ サービス提供体制強化加算(II)	3円/20分
☆ 退院時共同指導加算	611円/回
請求書に記載のある『回』に関しては、20分を1回とするため、例えば、60分間の訪問では1日でも3回と記載されます。	

(単位:円 令6年 6月 1日現在)

介護予防訪問リハビリテーション	
基 本 費 用	303円/20分
加 算 等	
☆ 短期集中個別リハビリテーション実施加算(退院(所)日又は認定日から3ヶ月以内)	204円/日
☆ サービス提供体制強化加算(I)	7円/20分
☆ サービス提供体制強化加算(II)	3円/20分
☆ 退院時共同指導加算	611円/回

介護老人保健施設セージュ新ことに
訪問リハビリテーション セージュ新ことに・
介護予防訪問リハビリテーション セージュ新ことに利用料金表(2割)

(単位:円 令和6年 6月 1日現在)

訪問リハビリテーション	
基 本 費 用	627円/20分
加 算 等	
☆ 短期集中個別リハビリテーション実施加算(退院(所)日又は認定日から3ヶ月以内)	407円/日
☆ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (退院(所)日又は訪問開始日から3ヶ月以内、1週に2日まで)	488円/日
☆ リハビリテーションマネジメント加算(イ)	366円/月
☆ リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 上記(イ)(ロ)について医師が利用者又はその家族に説明した場合	434円/月 上記に加えて549円
☆ 移行支援加算	35円/日
☆ サービス提供体制強化加算(I)	13円/20分
☆ サービス提供体制強化加算(II)	6円/20分
☆ 退院時共同指導加算 請求書に記載のある『回』に関しては、20分を1回とするため、例えば、60分間の訪問では1日でも3回と記載されます。	1221円/回

(単位:円 令6年 6月 1日現在)

介護予防訪問リハビリテーション	
基 本 費 用	606円/20分
加 算 等	
☆ 短期集中個別リハビリテーション実施加算(退院(所)日又は認定日から3ヶ月以内)	407円/日
☆ サービス提供体制強化加算(I)	13円/20分
☆ サービス提供体制強化加算(II)	6円/20分
☆ 退院時共同指導加算	1221円/回

介護老人保健施設セージュ新ことに

訪問リハビリテーション セージュ新ことに・ 介護予防訪問リハビリテーション セージュ新ことに利用料金表(3割)

(単位:円 令和6年 6月 1日現在)

訪問リハビリテーション

基本 費 用	940円/20分
加 算 等	
☆ 短期集中個別リハビリテーション実施加算(退院(所)日又は認定日から3ヶ月以内)	611円/日
☆ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (退院(所)日又は訪問開始日から3ヶ月以内、1週に2日まで)	732円/日
☆ リハビリテーションマネジメント加算(イ)	549円/月
☆ リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	650円/月
上記(イ)(ロ)について医師が利用者又はその家族に説明した場合	上記に加えて824円
☆ 移行支援加算	52円/日
☆ サービス提供体制強化加算(I)	19円/20分
☆ サービス提供体制強化加算(II)	9円/20分
☆ 退院時共同指導加算	1831円/回
請求書に記載のある『回』に関しては、20分を1回とするため、例えば、60分間の訪問では1日でも3回と記載されます。	

(単位:円 令和6年 6月 1日現在)

介護予防訪問リハビリテーション

基本 費 用	909円/20分
加 算 等	
☆ 短期集中個別リハビリテーション実施加算(退院(所)日又は認定日から3ヶ月以内)	611円/日
☆ サービス提供体制強化加算(I)	19円/20分
☆ サービス提供体制強化加算(II)	9円/20分
☆ 退院時共同指導加算	1831円/回

介護サービス利用者やそのご家族の皆様へのお願い

当施設のご契約・ご利用にあたり、以下の行為をしないようにお願い致します。介護職員が安心して働くことが出来る環境づくりに、ご理解とご協力をお願いします。

1. 身体の暴力

たたく・蹴る・ひっかく・つねる・物を投げつける、など。

2. 心理的暴力

大声で怒鳴る・威圧的な態度で文句を言う・理不尽または過剰な要求を繰り返す・無視をし続ける・長時間に渡り口頭や電話で拘束する、など。

3. セクシャルハラスメント

正当な理由なく職員の身体を触る・抱きしめる・不快感を与える性的な言動をする、など。

これらの行為は介護職員に障害を及ぼすばかりでなく、利用者ご自身のサービスの提供にも支障をきたします。利用者やご家族と職員の信頼関係があつてこそ、より良いサービスの提供が可能となります。

〒001-0915 札幌市北区新琴似町787番地2,3

医療法人耕仁会 介護老人保健施設セージュ新ことに

TEL: 011-768-2800 FAX: 011-768-2801

E-mail: seijusk@seagreen.ocn.ne.jp